



国土交通省



玉名市

令和4年3月25日  
九州地方整備局  
菊池川河川事務所  
玉名市

## 菊池川で初めての「河川防災ステーション整備計画」が登録

～国と市が連携した災害に強い地域づくりをめざして

- 菊池川では、平成2年7月出水で観測史上最高水位を観測する洪水の発生を受け、国と市が連携した災害に強い地域づくりを目指してきました。
- このたび、菊池川で初めての「河川防災ステーション整備計画」が登録されました。
- 国土交通省では、洪水時の水防活動や緊急復旧活動を行う拠点となる「河川防災ステーション」の整備を、玉名市と連携し進めていきます。

～元玉名地区河川防災ステーションの主な整備内容～

### 【国土交通省】

- ・洪水時の水防活動や緊急復旧活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するために、基盤盛土の整備を行います。
- ・遠方にて災害が発生した場合は、国道208号や九州自動車道を活用して、広域支援を実施します。

### 【玉名市】

- ・水防活動を円滑に行う拠点として水防センターの整備を行います。
- ・災害時は水防活動の現場司令室、水防資材を備蓄する水防倉庫等の機能を有し、平常時は防災教育等の活動の場や地域のコミュニティの場として利用します。

### 《添付資料》

別紙 計画の概要

参考 河川防災ステーションの概要

**※今後、関係者への説明や協議・調整を行いながら、丁寧に進めてまいります。**

なお、確認書調印式を下記の日時に行います。

- 日時 : 令和4年3月29日(火) 14:00～(30分程度)
- 開催場所 : 玉名市役所 第2委員会室・会議室4-2
- 出席予定者 : 玉名市長、九州地方整備局長、菊池川河川事務所長

### 【九州地方整備局記者発表】

[http://www.qsr.mlit.go.jp/press\\_release/r3/22032503.html](http://www.qsr.mlit.go.jp/press_release/r3/22032503.html)

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所

電話：0968-44-2171（代表）

技術副所長 大野 淳一（おおの じゅんいち）

調査課長 南 知浩（みなみ ともひろ）

玉名市

電話：0968-75-1124（土木課直通）

土木課長 田代 史典（たしろ ふみのり）

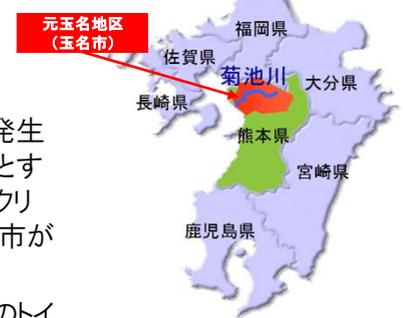
土木課長補佐 村上 慎二（むらかみ しんじ）

# 「菊池川元玉名地区河川防災ステーション」(熊本県玉名市)

対象河川： 一級河川 菊池川水系菊池川【国管理河川】

市町村名： 熊本県玉名市

位置図



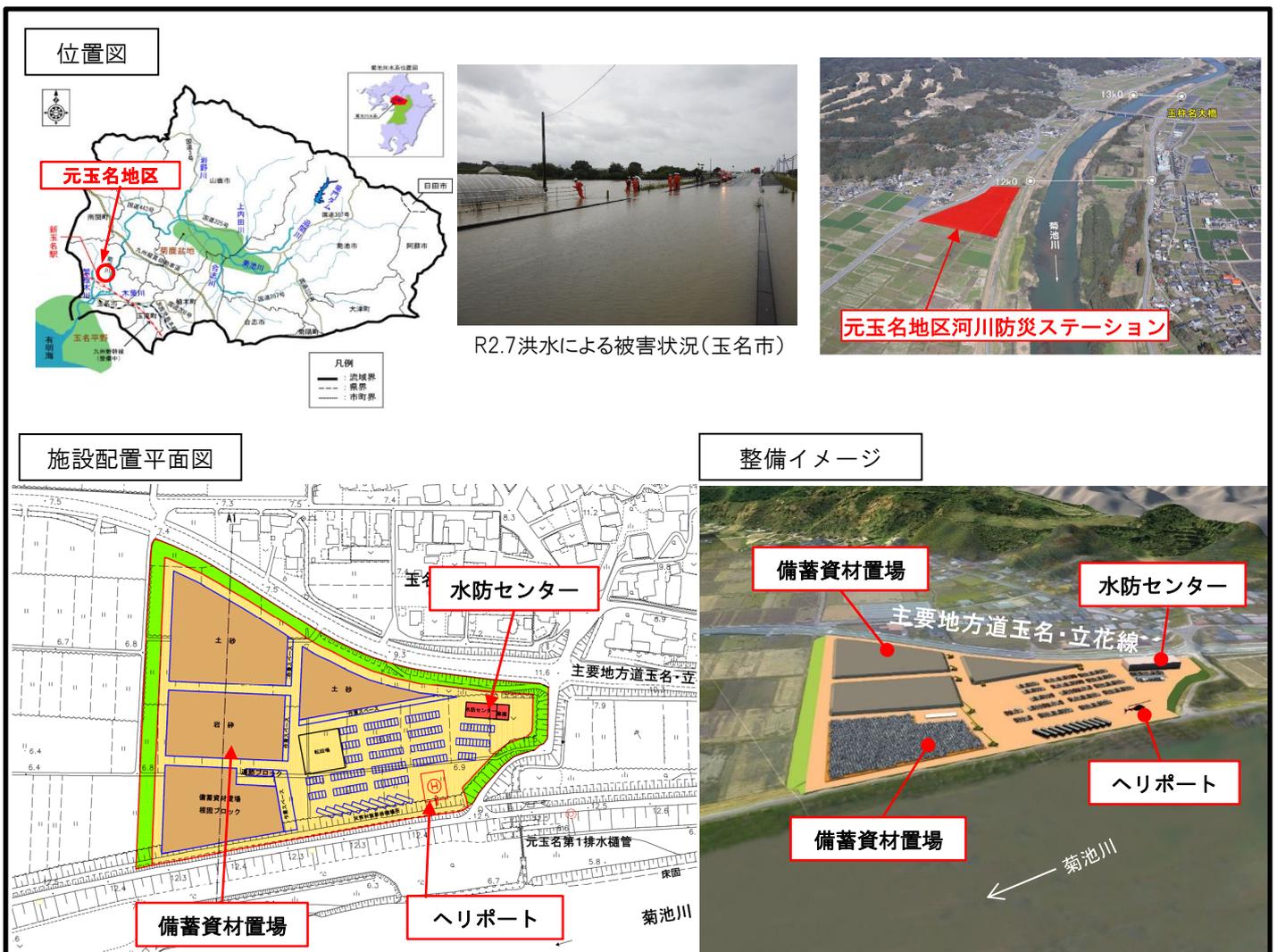
## 1. 概要

菊池川では、平成24年7月洪水や令和2年7月洪水等で家屋等の浸水被害が発生しました。元玉名地区河川防災ステーションは、菊池川水系の洪水被害を最小限とするため、菊池川下流区間における、災害時の緊急復旧活動を行う上で必要なコンクリートブロックなどの資材の備蓄や、駐車場、ヘリポート等の整備を行うとともに、玉名市が水防センターを設置するなど、災害時の活動拠点となる施設です。

平常時には、防災学習の拠点として利用するとともに、駐車場や水防センター内のトイレ等を一般開放することで地元の自主防災クラブや消防団等の会議・研修等の場や地域の交流・憩いの場などの活用が可能となります。

## 2. 整備内容

国土交通省： 盛土造成、緊急復旧用資材(土砂、根固めブロック等)の備蓄、駐車場、ヘリポート等  
玉名市： 水防センター



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

# 河川防災ステーション

～地域で守るふれあいのスペース～

「河川防災ステーション」は、水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものです。洪水時には市町村が行う水防活動を支援し、災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行う基地となるとともに、平常時には地域の人々の交流や憩いの場として、また河川を中心とした文化活動の拠点として大いに活用される施設です。国土交通省では、今後も地方自治体と連携を図り計画的かつ積極的に整備していきます。

## 《 「河川防災ステーション」の設置位置 》

設置位置は、次のようなことを考慮して決めます。

- ① 水防センターなどの関連施設と河川防災ステーションとの役割分担
- ② 重要水防箇所の状況
- ③ 過去に大きな被害を受け、水防活動や緊急復旧の実績のある区間及びその状況
- ④ 想定される水防活動及び緊急復旧活動に関わる輸送路の状況
- ⑤ 水防災意識の向上が期待できるよう、平常時にも一般の利用が活発に行われ、河川を軸とした文化活動の拠点として活用されるとともに、河川事業の展示活動、研修などが展開できる地域

## 《 新規に整備を要望する市町村は、最寄りの河川事務所等に相談を 》

「河川防災ステーション」を整備する際は、洪水時の水防活動及び緊急復旧活動の拠点として整備されるものであり、設置位置、規模、事業効果、その他必要事項を記入した整備計画を作成し、水管理・国土保全局長に登録する必要があります。

「河川防災ステーション」は、河川管理者と水防管理者が一体となって整備する施設ですので、市町村等と調整が図られた計画が設置要望の必須条件となります。新規要望を検討されている市町村につきましては、河川管理者（直轄河川については国土交通省河川事務所等、補助河川については都道府県土木事務所等）にご相談ください。

